

特定貨物・役務取引等の許可申請に係る事前相談及び一般相談について(お知らせ)

平成6年3月25日 貿易局安全保障貿易管理課

最終改正 平成20・10・17 貿局第4号

平成20年10月31日 貿易経済協力局

特定貨物・役務等の輸出・役務取引許可申請に係る事前相談の手続について、平成6年4月1日以降下記のとおり取り扱うことといたしましたので、お知らせします。

記

1 貨物の輸出又は技術の提供を目的とする取引に先立ち、該当非該当に係る相談を希望する方は、以下の場合に、別記に掲げる「該当非該当についての事前相談に関する細則」で定めるところにより、判定を求めることができます。

1-1 特定貨物（輸出貿易管理令(以下「輸出令」という。)別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物をいう。以下同じ。)に該当するおそれのある貨物の輸出若しくは特定役務（外国為替令(以下「外為令」という。)別表の1の項の中欄に掲げる技術をいう。以下同じ。)に該当するおそれのある技術の提供を目的とする取引又は軍用細菌製剤原料(輸出令別表第1の3の2の項(1)に掲げる貨物をいう。以下同じ。)に該当するおそれのある貨物の輸出若しくは軍用細菌製剤原料に関する役務（外為令別表の3の2の項(1)に掲げる技術をいう。以下同じ。)に該当するおそれのある技術の提供を目的とする取引に先立ち、該当非該当の疑義が生じた場合

1-2 記の1-1に該当しない輸出又は取引に先立ち、輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物に係る該当非該当の疑義が生じた場合（条文の規定のみでは貨物の該当非該当の判断が困難な場合に限る。）

2 記の1に該当しない相談であって、輸出令別表第4に掲げる地域を仕向地若しくは提供地とする貨物の輸出若しくは技術の提供を目的とする取引又は補完的輸出規制(輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術の提供を目的とする取引)に係る許可について、輸出許可申請等の前に相談を希望する方は、以下の資料等を用意してください。

2-1 輸出令別表第4に掲げる地域を仕向地又は提供地とする場合における輸出許可申請及び役務取引許可申請に先立ち相談を希望する方。

ア 様式等

(7) 事前相談書の構成：次の表に従い作成してください。

	審査用相談書
①	様式1 [A票]
②	様式2
③	輸出令別表第1又は外為令別表の規定と当該貨物又は技術の仕様（形状、寸法、材質及び性能その他の特性を示す諸要素）との対比表
④	カタログ、仕様書等の貨物又は技術の仕様（形状、寸法、材質及び性能その他の特性を示す諸要素）を証する資料

⑤	技術を利用する者又は貨物の需要者(以下「需要者等」という。)に関する資料(会社案内パンフレット等)
⑥	取引の事実を確認できるもの(契約書、仮契約等)

(ア)に加えて以下の書類等を提出してください。

- ① 技術の提供を目的とする取引の相手方又は貨物の輸入者に関する添付書類
 - ・ 会社案内パンフレット
 - ・ 政府等公的機関発行の証明書等(登記簿等)
- ② 技術の利用又は貨物の需要(以下「需要等」という。)に関する添付書類
 - ・ 設置工場等の名称及び所在地を示す地図
 - ・ 当該貨物を使用するプラント等の全体図
 - ・ 使用場所の詳細図(レイアウト図等)
 - ・ 製造製品フロー図(工作機械等製品の製造を行う貨物の場合)
 - ・ 新設・増設・補修の別

(イ) 以上の書類を1通と(ア)の①[A票]のコピーを1通提出してください。

(ウ) 記載要領については記載要領参照のこと。

(エ) なお、必要に応じて(ア)以外の資料の提出をお願いすることがあります。

イ 審査結果の通知

口頭で通知します。

2-2 大量破壊兵器等の不拡散のための補完的輸出規制に係る事前相談

輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術の提供に係る許可申請に先立ち相談を希望する方。

ア 様式等

(ア) 事前相談書の構成：次の表に従い作成してください。

審 査 用 相 談 書	
①	様式3 [B票]
②	様式2
③	カタログ、仕様書等の技術資料
④	商談全体の内容がわかるもの(例えば、既に契約しているものについては契約書等。)
⑤	輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令(平成13年経済産業省令第249号。以下「核兵器等開発等省令」という。)又は貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第1項第三号のニイ及び第四号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合(平成13年経済産業省告示第759号。以下「核兵器等開発等告示」という。)の規定(核兵器等開発等省令又は核兵器等開発等告示の第二号又は第三号にあ

っては、本則に限る。)に該当する又は該当するおそれがあることを示す文書等

㉑ 契約書の場合

核兵器等開発等省令又は核兵器等開発等告示の規定に該当する又は該当するおそれがある箇所の写し

㉒ 輸出者又は取引を行おうとする者が入手した文書又は図画の場合

当該文書又は図画の名称、入手時期、入手先、入手経緯及び核兵器等開発等省令又は核兵器等開発等告示の規定に該当する又は該当するおそれがある内容を記載した説明書並びに規定に該当する又は該当するおそれがある箇所の写し

㉓ 輸出者又は取引を行おうとする者が入手した電磁的記録の場合

当該電磁的記録の種類、入手時期、入手先、入手経緯及び核兵器等開発等省令又は核兵器等開発等告示の規定に該当する又は該当するおそれがある内容を記載した説明書並びに規定に該当する箇所又は該当するおそれがある箇所の写し(当該電磁的記録を印刷できる場合は印刷したものを併せて添付すること)

㉔ 輸入者等又は相手方等から受けた連絡の場合

当該連絡の方法、受けた時期、連絡者、受けた経緯及び核兵器等開発等省令又は核兵器等開発等告示の規定に該当する又は該当するおそれがある内容を記載した説明書(B票別紙)

⑥ 核兵器等開発等省令第二号又は第三号に規定する「当該貨物が核兵器等の開発等及び別表に掲げる行為以外のために用いられることが明らかなき」又は、核兵器等開発等告示第二号又は第三号に規定する「当該技術が核兵器等の開発等及び輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令別表に掲げる行為以外のために利用されることが明らかなき」の該当状況を説明した文書及び根拠となる入手文書等(核兵器等開発等省令又は

	核兵器等開発等告示の第二号若しくは第三号に係る相談であって、核兵器等開発等省令又は核兵器等開発等告示の第二号若しくは第三号の本則以外の部分(以下「明らか要件」という。)に係る相談を行う場合に限る。)
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------

- (イ) 貨物又は技術が複数にわたる場合には、(ア)の③についてそれぞれの貨物又は技術ごとに作成・添付してください。
- (ウ) 以上の書類を1通と(ア)の①[B票]のコピーを1通提出してください。
- (エ) 作成にあたっては、記載要領を参照してください。
- (オ) 必要に応じて(ア)以外の資料の提出をお願いすることがありますが、(ア)の⑥の入手文書等については相談者が所有していない資料を求めることはありません。
- (カ) なお、「明らか要件」の判断に関しては、経済産業省より「ガイドライン」(「輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令第2号及び第3号又は貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第1項第3号のニイ及び第4号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合第2号及び第3号に定める「明らかなき」を判断するためのガイドラインについて」)を出しておりますので、これを用いられることを推奨します。

イ 審査結果の通知

補完的輸出規制に基づく許可申請を行う必要があるか否かについては、事前相談書の判定欄にて回答します。

2-3 通常兵器に係る補完的輸出規制に関する事前相談

輸出令別表第3の2に掲げる地域を提供地又は仕向地とするものであって、輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術の提供に係る許可申請に先立ち相談を希望する方。

ア 様式等

(ア) 事前相談書の構成：次の表に従い作成してください。

審 査 用 相 談 書	
①	様式3 [B票]
②	様式2
③	カタログ、仕様書等の技術資料
④	商談全体の内容がわかるもの(例えば、既に契約しているものについては契約書等。)
⑤	輸出貨物が輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物(核兵器等に該当するものを除く。)の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令(平成20年経済産業省令第57号。以下「通常兵器開発等省令」という。)又は貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条

第1項第三号の二ハ及び第四号ハの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合（平成20年経済産業省告示第187号。以下「通常兵器開発等告示」という。）の規定に該当する又は該当するおそれがあることを示す文書等

㉑ 契約書の場合

通常兵器開発等省令又は通常兵器開発等告示の規定に該当する又は該当するおそれがある箇所の写し

㉒ 輸出者又は取引を行おうとする者が入手した文書又は図画の場合

当該文書又は図画の名称、入手時期、入手先、入手経緯及び通常兵器開発等省令又は通常兵器開発等告示の規定に該当する又は該当するおそれがある内容を記載した説明書並びに規定に該当する又は該当するおそれがある箇所の写し

㉓ 輸出者又は取引を行おうとする者が入手した電磁的記録の場合

当該電磁的記録の種類、入手時期、入手先、入手経緯及び通常兵器開発等省令又は通常兵器開発等告示の規定に該当する又は該当するおそれがある内容を記載した説明書並びに規定に該当する箇所又は該当するおそれがある箇所の写し（当該電磁的記録を印刷できる場合は印刷したものを併せて添付すること）

㉔ 輸入者等又は相手方等から受けた連絡の場合

当該連絡の方法、受けた時期、連絡者、受けた経緯及び通常兵器開発等省令又は通常兵器開発等告示の規定に該当する又は該当するおそれがある内容を記載した説明書（B票別紙）

(イ) 貨物又は技術が複数にわたる場合には、(ア)の㉓についてそれぞれの貨物又は技術ごとに作成・添付してください。

(ウ) 以上の書類を1通と(ア)の①[B票]のコピーを1通提出してください。

(エ) 作成にあたっては、記載要領を参照してください。

(オ) 必要に応じて(ア)以外の資料の提出をお願いすることがあります。

イ 審査結果の通知

補完的輸出規制に基づく許可申請を行う必要があるか否かについては、事前相談書の判定欄にて回答します。

2-4 相談窓口

記の2-1、記の2-2又は記の2-3に係る事前相談をされる方は、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課で相談を行ってください。なお、一般相談案件も受付けております。

輸出令別表第2の中欄に掲げる貨物に係る事前相談をされる方は、貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課又は農水産室に相談を行ってください。

別記 該当非該当についての事前相談に関する細則

1 趣旨

本細則は、貨物を輸出しようとする者、又は、居住者であって、非居住者に対して技術の提供を目的とする取引を行おうとする者が、貨物の輸出又は技術の提供を目的とする取引に先立って行う、該当非該当の判定を求めようとする相談に対して、書面により回答を行うとともに、公表する手続を定めるものとする。

2 相談

ア 相談窓口

相談の窓口は、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課（以下、安保審査課という。）とする。

イ 相談者の資格要件

安保審査課は、次に掲げる全ての要件を満たした者（以下、「相談者」という。）又は、相談者の代理人である旨を記載した書面を添付する場合には、その代理人からの相談を受け付けるものとする。

(ア) 貨物を輸出しようとする者、又は、居住者であって、非居住者に対して技術の提供を目的とする取引を行おうとする者であること。

(イ) 以下のいずれかの場合に該当すること。

① 特定貨物に該当するおそれのある貨物の輸出若しくは特定役務に該当するおそれのある技術の提供を目的とする取引又は軍用細菌製剤原料に該当するおそれのある貨物の輸出若しくは軍用細菌製剤原料に関する役務に該当するおそれのある技術の提供を目的とする取引に先立ち、該当非該当の疑義が生じた場合

② ①に該当しない輸出又は取引に先立ち、輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物に係る該当非該当の疑義が生じた場合（条文の規定のみでは貨物の該当非該当の判断が困難な場合に限る。）

(ウ) 該当非該当の判定を求めようとする輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物又は外為令別表の中欄に掲げる技術を特定して示していること。

(エ) 該当非該当の判定を求めようとする貨物又は技術の具体的な内容を示していること。

(オ) 自己が実現しようとする貨物の輸出又は技術の提供にかかる具体的行為の内容を示していること。

(カ) 特定された貨物又は技術に係る該当非該当の判定について、自己の見解及びその結論に至った論拠を示していること。

(キ) (イ)の②の場合にあつては、相談者名並びに相談及び回答の内容が公表されることに同意していること。

ウ 相談書

相談は、次に掲げる事項を記載した書面（以下、「相談書」という。）をもって行うものとする。相談書の様式は、様式4[C票]による。安保審査課は、相談書の記載内容が不十分な場合、相談者の本人確認をする場

合等回答に必要な限度において、相談者又はその代理人に対し、追加書面の提出等の所要の対応を求めることができる。

なお、相談書には、輸出令別表第1又は外為令別表の規定と当該貨物又は技術の仕様（形状、寸法、材質及び性能その他の特性を示す諸要素）との対比表、カタログ、仕様書等の貨物又は技術の仕様（形状、寸法、材質及び性能その他の特性を示す諸要素）を証する資料及び商談全体の内容がわかるもの（例えば、既に契約しているものについては契約書等）を添付しなければならないものとする。

- (ア) 企業名及び代表者名（署名捺印又は記名捺印したもの。）（個人の場合は個人名（署名捺印又は記名捺印したもの。））
- (イ) 住所及び連絡先
- (ウ) 該当非該当の判定を受けようとする輸出令別表第1又は外為令別表の項番
- (エ) 該当非該当の判定を受けようとする貨物又は技術の内容
- (オ) 相談者自らが行おうとする行為にかかる具体的な事実
- (カ) 相談者の行う該当非該当の判定とその理由
- (キ) イの(イ)の②の場合にあっては、相談者名並びに相談及び回答の内容が公表されることに同意している旨の記述

エ 相談方法

相談は、相談書を作成の上、これを安保審査課に直接提出するか、又は郵送により提出することによって行うものとする。

オ 相談の取下げ

安保審査課は、相談者に対して回答するまでの間に相談者又は代理人から相談の取下げの申し出があった場合には、別記の3の規定にかかわらず、当該申し出に係る相談についての回答は行わないものとする。この場合において、当該相談については、別記の4の規定は適用しない。

3 回答

ア 回答書

(ア) 回答は、次に掲げる事項を記載した書面（以下、「回答書」という。）をもって行うものとする。回答書の様式は、様式5〔D票〕による。

- ① 該当非該当の判定をした輸出令別表第1又は外為令別表の項番
- ② 該当非該当の判定をした貨物又は技術
- ③ 該当非該当の判定の結果
- ④ 該当非該当の判定の理由

(イ) 回答書には、上記に掲げる事項の記載のほか、以下のような注を付することとする。

「(注) 本回答は、外国為替及び外国貿易法第25条及び第48条を所管する立場から、相談者から提示された事実のみを前提として、相談に係る貨物又は技術と輸出貿易管理令別表第1第○項第○号又は外国為替令別表第○項第○号との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、事実が記載と異なる場合、記載されていない関連事実が存在する場合、関係法令が変更される場合等には、考え方が異なるものとなることもある。また、本回答は、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではない。」

イ 回答方法

回答は、安保審査課長の職名で作成した回答書を相談者に受渡し又は送付することによって行うこととする。

ウ 回答を行わない相談

安保審査課は、当該相談が、以下に掲げる要件に該当する場合には、回答を行わないことができる。この場合において、安保審査課は、相談者に対し、遅滞なく、回答を行わない旨及び該当する要件を文書にて通知

することとする。

- (ア) 判断の基礎となる事実関係に関する情報が不明確である又は不足している場合
- (イ) 既に経済産業省のホームページにおいて回答が公表されている相談と同種類別の相談である場合
- (ウ) 相談者について、法令を執行するための調査等が行われている事案、又は現に法令の執行が行われている事案に係る相談である場合
- (エ) 当該相談に係る事案又は類似の事案が争訟（訴訟、行政不服審査法に基づく不服申立て又は外国為替及び外国貿易法に基づく不服申立て）の対象となっている相談である場合
- (オ) 国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがある場合

4 相談者名並びに相談及び回答の内容の公表

ア 公表を行う相談

公表は、別記2のイの(イ)の②の場合に行うこととする。

イ 公表事項

公表する事項は、以下に掲げる事項とする。

- (ア) 相談者名
- (イ) 相談書の内容
- (ウ) 回答書の内容

ウ 公表方法

相談者名並びに相談及び回答の内容は、公表を行うべき時期に達した時は経済産業省のホームページにおいて、以下に掲げる場合を除き、これをそのまま公表するものとする。

- (ア) 国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがある場合。
- (イ) 相談者又はその代理人が公表の遅延を希望し、相談書に公表の遅延を希望する理由及び公表可能とする時期を付記しているときであって、その理由が合理的であると認められる場合。ただし、この場合においても、必ずしも相談者の希望する時期までに公表を延期するものではなく、公表を遅延する合理的理由が消滅したときには、公表する旨を相談者又はその代理人に通知した上で公表することができることとする。
- (ウ) 相談内容のうち、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成10年法律第150号）に定める不開示事由に該当する情報が含まれている場合。この場合は、必要に応じて、これを除いて公表することができることとする。

エ 公表を行うべき時期

公表は、回答書を送付してから30日以内に行うものとする。

番号		提出年月日	
----	--	-------	--

輸出令別表第 4 に掲げる地域を仕向地又は提供地とする場合における事前相談書

1 申請者 (氏名又は名称) (住所)	印	担当者 (氏名) (所属) (電話)
輸出管理社内規程の有無： 無 有 (受理番号)		
2-1 貨物名	2-2 技術名	
3-1 メーカー名	3-2 提供者名	
4 貨物の輸送ルート(経由地(積替地又は寄港地)をすべて記載。) (積出港) (経由地) (最終仕向地及び通関地)		
5 総価額 貨物 _____ (FOB _____ 米ドル) 役務 _____ (FOB _____ 米ドル) 合計 _____ (FOB _____ 米ドル)		
6 輸入者又は取引の相手方の名称、所在地及び概略(事業内容、従業員数等、以下同じ。) 7 需要者等の名称、所在地及び概略並びに 2-1 又は 2-2 で記載した貨物の設置(使用)又は技術を提供する予定工場等の名称及び所在地 8 需要等の概要(2-1 又は 2-2 で記載した貨物又は提供する技術の使用目的及び使用方法等)		
9 契約発効を政府許可に係らしめる条項の有無 無 有		
.....		
判定結果・・・様式 2 のとおり 特記事項		

太枠内を記入

(通知年月日 年 月 日)

様式 2

貨物・技術の概要及び特性

ページ /

番号	貨物名及び型番等並びに技術名	メーカー若しくは供給者名又は提供者名	貨物・技術の概要及び技術の提供方法	数量単位	価額・対価	輸出令別表第1・外為令別表番号	特性（輸出令別表第1・外為令別表記載項目との対比表等の別紙を用いる場合には参照番号記入）	契約書中の対応アイテム番号	※判定結果	
									区分	判定
					総価額・対価					

提出書類について

(大量破壊兵器等の不拡散のための補完的輸出規制に係る事前相談の場合)

次の から までの各項目について、該当する方に 印をつけてください。

事前相談にあたり提出したもの以外には、当該案件について入手した文書等が

ある
ない

(について「ある」の場合のみ記入してください。)

事前相談にあたり提出したもの以外にも当該事前相談にかかる案件について入手した文書等はあるが、2 - 1又は2 - 2で記載した貨物又は提供する技術が、「核兵器等の開発等」(注1)又は「別表行為」(注2)のために用いられる又は利用されることとなる旨を記載、記録した文書等は

ある
ない

輸入者、需要者又はその代理人から、2 - 1又は2 - 2で記載した貨物又は提供する技術が、核兵器等の開発等又は別表行為のために用いられる又は利用されることとなる旨の連絡を

受けている
受けたことはない

事前相談にあたり提出したもの以外には、6で記載した需要者について入手した文書等が

ある
ない

(について「ある」の場合のみ記入してください。)

事前相談にあたり提出したもの以外にも、6で記載した需要者について入手した文書等はあるが、需要者が核兵器等の開発等を行う又は行った旨を記載、記録した文書等は

ある
ない

輸入者、需要者又はその代理人から、需要者が核兵器等の開発等を行う又は行った旨の連絡を

受けている
受けたことはない

注1 「核兵器等の開発等」とは、核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくはこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機であって、ペイロードを300キロメートル以上運搬することができるものの開発、製造、使用若しくは貯蔵をいう。

注2 「別表行為」とは、輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令(平成13年経済産業省令第249号)別表に掲げる行為をいう。

提出書類について

(通常兵器に係る補完的輸出規制に関する事前相談の場合)

次の から までの各項目について、該当する方に 印をつけてください。

事前相談にあたり提出したもの以外には、当該案件について入手した文書等が

ある
ない

(について「ある」の場合のみ記入してください。)

事前相談にあたり提出したもの以外にも当該事前相談にかかる案件について入手した文書等はあるが、2 - 1 又は 2 - 2 で記載した貨物又は提供する技術が、「通常兵器の開発等」(注)のために用いられる又は利用されることとなる旨を記載、記録した文書等は

ある
ない

輸入者、需要者又はその代理人から、2 - 1 又は 2 - 2 で記載した貨物又は提供する技術が、通常兵器の開発等のために用いられる又は利用されることとなる旨の連絡を

受けている
受けたことはない

注 「通常兵器の開発等」とは、輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物(核兵器等に該当するものを除く。)の開発、製造又は使用をいう。

別紙

連絡を受けた概要

1 申請者(氏名又は名称)

印

2 連絡を受けた日

3 当該連絡の方法

4 連絡をしてきた者(複数であったり、介在者がいる場合には全て記述のこと)

(1) 氏 名

(2) 所 属

(3) 役 職

5 連絡を受けた者

(1) 氏 名

(2) 所 属

(3) 役 職

6 連絡を受けた経緯

7 連絡内容を以下に具体的に記入してください

番号		受理年月日	
----	--	-------	--

該当非該当の判定を求める相談書

下記のとおり相談します。

1 相談者
(記名捺印又は署名捺印)

(住所及び連絡先)
郵便番号
住所
担当者名(法人の場合)
電話番号及びFAX番号
電子メールアドレス

2 該当非該当の判定を受けようとする輸出貿易管理令別表第1又は外国為替令別表の項番
輸出貿易管理令別表第1第 項第 号又は外国為替令別表第 項 第 号

3 該当非該当の判定を受けようとする貨物又は技術の内容

4 相談者自らが実現しようとする貨物の輸出又は技術の提供を目的とする取引に係る具体的行為

5 相談者が行う該当非該当の判定とその理由

6 公表に対する同意等

(1) 相談者名並びに相談書及び回答書の内容を公表することに、同意する。 / 同意しない。
該当非該当についての事前相談に関する細則の2のイの(イ)の の場合にのみ「同意する。」
「同意しない。」のいずれかを丸で囲ってください。

(2) 公表の遅延を、(希望する。 / 希望しない。)
(1)で「同意する。」を丸で囲った方のみ「希望する。」「希望しない。」のいずれかを丸で
囲ってください。
「希望する。」を丸で囲った方は、以下にその理由及び公表可能時期を記入してください。

枠内の事項について漏れなく記載してください。

注.
輸出貿易管理令別表第1又は外国為替令別表の規定と当該貨物又は技術の仕様(形状、寸法、材質及び性能その他の特性を示す諸要素)との対比表、カタログ、仕様書等の貨物又は技術の仕様(形状、寸法、材質及び性能その他の特性を示す諸要素)を証する資料及び商談全体の内容がわかるもの(例えば、既に契約しているものについては契約書等)を必ず添付してください。

記載要領

事前相談書の記載要領は次のとおりです。

[A票]

様式1を使用してください。

1. 申請者・担当者の欄

申請者が法人の場合は、その名称及び代表者名・住所を記載し、代表者印を押印してください。申請者が個人の場合は、その個人名・住所を記載し、個人印を押印してください。

なお、担当者欄には、担当者の氏名・所属・電話番号を記載してください。

また、輸出管理社内規程（輸出管理社内規程については、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課安全保障貿易検査官室へ問い合わせてください。）の有無欄については、有又は無のいずれか該当する部分を○で囲み、有の場合は受理番号を記入してください。

2. 貨物名又は技術名の欄

貨物名又は技術名は、貨物又は技術が複数ある場合は代表的な貨物又は技術の名称を特記し、「詳細は様式2を参照」と記載してください。

3. メーカー名又は提供者名の欄

当該貨物のメーカー名又は技術の提供者名を個々の判定対象貨物・技術ごとに記載してください。

4. 貨物の輸送ルート

経由地(積替地又は寄港地)のすべての都市名を記載してください。

貨物が複数にわたる場合であって、これらの輸送経路が異なる時は、同一経路で輸送される貨物ごとにそれぞれ輸送経路を記載してください。

なお、使用輸送手段(航空機、鉄道、船等)について判明している場合は、これも記載することとし、便名等明らかな場合は、それを併記してください。

最終仕向国及び通関地については、貨物の最終仕向地(国名)又は技術の提供相手国名を記載してください。

5. 総価額の欄

本調書に記載されている貨物又は技術の価額の合計を記載し、技術の価額が貨物に含まれていて不明である場合は、その旨を明記してください。※(ロイヤリティレート又は1人/日当りの技術者派遣料等の単価による記載も可)

有償のものと無償のものがある場合には両者を区別し、無償のものであってもその価額を記載してください。

なお、(FOB _____米ドル)はFOB(本船渡し)建アメリカ合衆国通貨による表示をしてください。アメリカ合衆国通貨以外の通貨で決済される場合は、半年ごとに経済産業公報及び通商弘報に公表される「輸出貿易管理令、輸出入取引法に基づく輸出の承認に関する省令、輸入貿易管理令及び貿易関係貿易外取引等の管理に関する省令等に規定する円表示金額を算定する場合の換算率について」を参考に換算してください。

6. 輸入者又は取引の相手方の名称、所在地及び概略の欄

輸入者又は取引の相手方の概略については、事業内容、従業員数の他、輸入者又は取引の相手方の組織(例えば、政府資本比率、外国資本比率)、規模(例えば、資本金、年間売上額、年間生産高)等について簡潔に記載してください。

7. 需要者等の名称、所在地及び概略並びに2-1又は2-2で記載した貨物の設置(使用)又は技術を提供する予定工場等の名称及び所在地の欄

需要者等の概略については、事業内容、従業員数の他、需要者等の組織(例えば、政府資本比率、外国資本比率)、規模(例えば、資本金、年間売上高、年間生産高)等について簡潔に記載してください。

8. 需要等の概要の欄

貨物又は技術ごとに具体的に記載してください。また、設計又は製造に係る技術を提供する場合は、製造した

貨物の需要、需要者についても詳細に記載してください。

9. 契約発効を政府許可に係らしめる条項の有無

該当する方を○で囲んでください。

10. 事前相談書には、契約書又はそれに相当する書類の写しを添付してください。この場合、申請対象機器の部分に囲みを付けるとともに、耳(付箋)を付け、該当部分を明示することとしてください。

事前相談書提出時には、特段の理由のない限り、契約書原本を申請時に窓口で提示してください。

なお、契約書原本は、窓口で返却しますが、後日その提示をお願いすることがあるので予めご了承ください。

[貨物／技術の概要及び特性]

1. 様式2を用いて作成してください。(判定対象貨物・技術が1項目の場合でも作成してください。)

2. 番号欄には、算用数字の通し番号をふってください。

3. 判定対象貨物・技術が多く1枚では足りない場合は必要な枚数を追加し、必ず[当該ページ／全ページ数]を記載してください。

4. 貨物名及び型番等並びに技術名欄記載の際、判定対象貨物・技術がある貨物・技術の一部をなしている場合は、判定を受ける必要のある貨物・技術のみを記載してください。

判定対象貨物がスペアパーツ類である場合、単に○○機械のスペアパーツといった記載ではなく、具体的にどのようなものかわかる程度にブレイクダウンして各型番等ごとに記載する必要があります。

5. メーカー名若しくは供給者名又は提供者名欄については、個々の判定対象貨物・技術ごとに記載してください。

6. 貨物・技術の概要及び技術の提供方法欄には、当該貨物又は技術の簡単な説明若しくは貨物の成分表及び技術の提供方法並びに必要な応じ他の貨物又は技術との関係を記載してください。

7. 「数量単位」欄には、数量の合計も記入してください。

8. 輸出令別表第1又は外為令別表番号欄には、当該貨物又は技術が該当すると思われる輸出令別表第1、外為令別表の項の番号及び中欄の括弧の番号を例えば輸出令別表第1の1の項(1)を「1-(1)」のように記載してください。

9. 特性欄には、当該貨物・技術の特性を輸出令別表第1及び外為令別表の記載項目との対比表等の形で記載してください。この場合、別紙を用いても差し支えありませんが、必ず別紙に参照番号を付し、その番号を「別紙①-1参照」というように特性欄に記載してください。

また、輸出令別表第1及び外為令別表の記載項目が具体的数値で規定されているものについては、単に該当するか否かのみを示すのではなく、当該貨物の具体的数値も記載してください。

輸出令別表第1及び外為令別表の該当項が複数あると思われる場合は、そのすべての項についての対比表等を作成し、記載する必要があります。また、特にシステム製品などは当該貨物全体としては○○項、そのうち一部を取り出せば○○項に該当という場合がありますので注意が必要です。

10. ※印の欄(「判定結果」)については記載しないでください。

[B票]

1. 申請者・担当者の欄

「A票の1. 申請者・担当者の欄」に準じて記入してください。

2. 貨物名又は技術名の欄

貨物名又は技術名は、貨物又は技術が複数ある場合は、代表的な貨物又は技術の名称を特記し、「詳細は、様式3を参照」と記載してください。また、貨物名又は技術名のあとに当該貨物又は技術に係る関税率法別表の類の番号(2桁)を記載して下さい。(なお、技術にあつては提供される技術の設計、製造又は使用の別を記載してください。)

3. メーカー名又は提供者名の欄

「A票の3. メーカー名又は提供者名の欄」に準じて記入してください。

4. 貨物の輸送ルートのカ欄

「A票の4. 貨物の輸送ルートのカ欄」に準じて記入してください。

5. 需要者等の名称、所在地及び概略並びに2-1又は

2-2で記載した貨物の設置(使用)又は技術を提供する予定工場等の名称及び所在地のカ欄

「A票の7. 需要者等の名称、所在地及び概略並びに2-1又は2-2で記載した貨物の設置(使用)又は技術を提供する予定工場等の名称及び所在地のカ欄」に準じて記入してください。

6. 需要等の概要のカ欄

「A票の8. 需要等の概要のカ欄」に準じて記入してください。

7. 相談項目

別添として、相談したい文書(懸念情報が記載されている箇所)等を添付してください。なお、連絡を受けた場合は、別紙に必要事項を記入の上添付してください。

8. 提出書類

①から⑥までの各項目について、「ある」「ない」、又は「受けている」「受けたことはない」のいずれかを丸で囲ってください。

9. ※印カ欄(「判定カ欄」)については、記入しないでください。

[C票]

様式4を使用してください。

1. 相談者のカ欄

相談者が法人の場合は、その名称及び代表者名・郵便番号・住所を記載し、代表者印を押印してください。相談者が個人の場合は、その個人名・郵便番号・住所を記載し、個人印を押印してください。

なお、相談者が法人の場合は、担当者カ欄に、担当者の氏名・所属・電話番号・FAX番号・電子メールアドレスを記載してください。

2. 該当非該当の判定を受けようとする輸出貿易管理令別表第1又は外国為替令別表の項番のカ欄

該当非該当の判定を受けようとする輸出令別表第1の項の番号及び中欄の括弧の番号又は外為令別表の項の番号及び括弧の番号を、記載してください。

3. 該当非該当の判定を受けようとする貨物又は技術の内容のカ欄

該当非該当の判定を受けようとする貨物の形状、寸法、材質及び性能その他の特性を示す諸要素を具体的に記載してください。

4. 相談者自らが実現しようとする貨物の輸出又は技術の提供を目的とする取引に係る具体的行為のカ欄

買主の名称・住所、荷受人の名称・住所、需要者(貨物を費消し、又は加工する者)の名称・住所、仕向地、経由地及び輸出貨物又は提供技術の用途を具体的に記載してください。ただし、これらの事項について公表を希望しない場合は、その概要を記載してください。この場合には、添付資料に具体的な記載をしてください。

5. 相談者が行う該当非該当の判定とその理由のカ欄

相談者が行った該当非該当の判定の見解とその結果に至った論拠を具体的に示して記載してください。

6. 公表に対する同意等のカ欄

該当非該当についての事前相談に関する細則の2のイの①の②の場合にのみ、相談者名並びに相談書及び回答書の内容を公表することに同意する方は、「同意する。」を、同意しない方は、「同意しない。」を丸で囲ってください。

なお、同意しない場合には、相談は受理されませんので、ご注意ください。

また、「同意する。」を丸で囲った方のみ、公表の遅延を希望する場合は、「希望する。」を、希望しない場合は「希望しない。」を丸で囲ってください。

なお、「希望する。」を丸で囲った方は、公表の遅延を希望する理由及び公表可能時期を具体的に記入してください。